

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【公開番号】特開2005-270643(P2005-270643A)

【公開日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-039

【出願番号】特願2005-45537(P2005-45537)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 7 A

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月25日(2009.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体枠前面の一側部には、扉開閉用ヒンジ機構によってガラス扉が開閉可能に装着され、前記本体枠後面の他側部には、前記ガラス扉後面の自由端部に設けられた閉止具に係脱可能に係合して同ガラス扉を閉じ状態に施錠する扉施錠フックを有する施錠装置が配設された遊技機であって、

前記本体枠の他側部には、同本体枠の後側から前側に向けて前記扉施錠フックが挿通される挿通部が形成され、

前記ガラス扉を閉じ位置まで閉じたときには、前記閉止具が前記本体枠の挿通部内に進入しつつ前記扉施錠フックに係脱可能に係合するよう前記挿通部の大きさが設定されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

本体枠は、矩形の遊技盤が装着される開口部を有する遊技盤装着枠と、その周囲に張り出す前枠体と、を備え、

前記前枠体の後面でかつガラス扉の自由端部に対向する枠体部分に、施錠装置が配設されるとともに、その施錠装置の扉施錠フックが後側から前側に向けて挿通される挿通部が形成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項2に記載の遊技機であって、

本体枠は、前枠体、遊技盤装着枠及び同遊技盤装着枠の後側に配置されかつ球タンク、タンクレール、球拡出装置等が装着される機構装着体を一体に備えるとともに、合成樹脂材によって一体成形されていることを特徴とする遊技機。

【請求項4】

請求項1又は2に記載の遊技機であって、

ガラス扉の周縁部とこれに対向する本体枠の枠体部分のうち、少なくとも前記ガラス扉の自由端縁と、これに対向する前記本体枠の枠体部分には、前記ガラス扉が閉じられたときに相互に嵌合する上下方向に長尺の嵌合凹部と嵌合凸部とがそれぞれ設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の遊技機であって、

閉止具は、ガラス扉の後面に固着される取付片と、その取付片から本体枠に配設された施錠装置の扉施錠フックに向けて略直角状に突設された側壁片と、その側壁片の先端から前記本体枠の前面に平行して横方向に延びかつ前記扉施錠フックに係脱可能に係合する係合片と、を一体に備え、

前記本体枠に対し扉開閉用ヒンジ機構を支点として前記ガラス扉が閉じ位置まで閉じられたときには、前記閉止具の側壁片及び係合片が前記本体枠の挿通部内に進入しあつその係合片が前記扉施錠フックの係止部に係脱可能に係合するよう構成されていることを特徴とする遊技機。